

毎回、会派議員ほぼ全員が登壇しますが、本定例会は会派の持ち時間が1時間の為、3人が代表して7名分の質問を致します。

楠村信二議員からの質問は、

「新型コロナウイルス感染期における複合災害の対策について」と

「新型コロナウイルスの影響による生活困窮者への一時的な対応強化について」、

私の質問は、「災害と公共施設の避難所について」です。

#### 質問1-1:

新型コロナウイルス感染が収束し、緊急事態宣言が全面解除されましたが、今後第2波、第3波が危惧されています。そして、特に備えなければならないのがコロナウイルス感染流行期における複合災害です。

新型コロナウイルス流行下に複合災害が起こった場合、体育館など避難所では3密に陥りやすくオーバーシュート(感染爆発)が起こる可能性があることから、体育館の収容人数を今までよりも減らす必要があると考えますが、何割ぐらい収容人数を減らすのでしょうか。

#### 質問1-2:

5月13日、国連は新型コロナウイルスの世界的な感染の影響で今年の世界の経済成長率は前年と比べて、マイナス3.2%になると予測を発表しました。1930年代世界恐慌以来の景気後退になるとしています。このうち日本はマイナス4.8%で、この危機は来年まで続くと指摘されています。直近では4月の緊急事態宣言が発令されてから廃業や失業をされ、生活苦に陥っている人が多くいます。そのため生活保護の申請が全国各地で急増しており、今後さらに増えていくものと思われます。

本市では南北保健福祉センターの2カ所で生活保護の申請手続きが出来ますが、今後急増が予想される生活保護の申請を一時的に本庁内でも出来るようにされてはでしょうか。

#### 質問1-3:

国からも令和2年4月1日付け内閣府通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」をはじめ数次にわたって通知がなされ、適切な対応が求められています。

5月20日に本市のガイドラインで、本格的な出水期を迎えるにあたり、風水害をはじめとした各種災害への備えに万全を期するため、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の対策について、以下のとおり取り組みを進める、と発表がありました。

災害が起こった時に、新型コロナウイルス感染症に感染された方との濃厚接触や海外からの帰国等により、自宅で待機されている方の避難先として、生涯学習プラザ等の公共施設を自宅待機者専用の避難所として開設する。と、あります。

今後の万が一を考えて、新たに建設される各生涯学習プラザも含めて、

6行政区の生涯学習プラザは、災害時に太陽光パネルや蓄電池、発電機は設置していますか。

また、される予定でしょうか。

もし、設置された場合、平時において蓄電された電気を売る事と、屋上も避難場所になる事を想定されて、スペースの確保をされておられるのかをお聞かせ下さい。

以上で、1問目の質問を終わります。2問目からは一問一答にて行います。

#### 【一問一答】

##### 質問2-1 :

体育館に多くの避難者が入ると3密の問題もありますし、夏なら熱中症のリスクもあります。そこで有効なのが教室活用だと思います。現在、空調整備が整っていることで、避難者をできるだけ分散させることができます。さらに感染の疑いがある人の部屋を分けることができます。これからの複合災害に備えるため、教室を避難スペースとして活用されてはどうでしょうか。

##### 質問2-2 :

これから複合災害に対応するために、避難場所を増やす必要があると思われます。ホテルや旅館等にも協力を頂き、避難所の増設をされてはどうでしょうか。

##### 質問2-3 :

現在、本市では寄り添い型の就労支援として、あまjobセンターが出屋敷リベルにありますが、一時的に本庁に就労支援窓口を設置されてはどうでしょうか。

##### 質問2-4 :

今後、廃業や失業によってホームレスや室内ホームレスに陥る人が増えることが予想されます。子ども食堂、市内の弁当店、コンビニ、スーパー、フードバンクなどと連携して一時的に弁当や食料を配給等されてはどうでしょうか。

##### 質問2-5 :

密を避ける為に、新たな施設の確保が必要であり、生涯学習プラザの避難所についてお伺いします。3階以上の建物は津波の一時避難場所の指定となりますが、太陽光パネルが、避難所となる場所のスペースに影響しませんか。

##### 質問2-6 :

避難所におけるクラスター回避、衛生面を考え、緊急時に医療の事を考えて、最悪を想定して給排水設備は各部屋は必要であると思います。水回りの確保が必要だと提案します。

増設できる給排水設備をこれから建設する施設においては、排水管の配置を各階の貸館スペースに設置するべきだと考えますが、現状をお聞かせ下さい。

質問 2-7 :

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、尼崎市地域防災計画は、市域に係る災害対策全般について策定されています。

密を避けるために多様な避難所の確保が今後必要だと、今までとは避難所の考え方が変わりました。

配布資料をご覧ください。大阪府は 6 月 3 日の知事定例会見で、大阪府が新型コロナウイルス対応「避難所運営マニュアル」を新たに策定し、災害時の避難対応について、感染者と一般それぞれについての方針を示しています。

発表されたマニュアルには、避難所における感染症防止を図るため、自宅療養者、濃厚接触者及び一般の避難者を区分した避難所や避難スペースの確保、各避難所でもソーシャルディスタンスを保ち、3密を回避するためのスペースが必要と指定避難所に加え、多様な新たな避難所や避難スペース、親戚や友人の家など「可能な限り多くの避難所」を確保することなど、具体的な対応策を検討することが必要と示しています。

全国的に率先して進めている大阪府でも、このマニュアルを作成するのに約 2 カ月かかったそうです。

今、この瞬間にでも起こるかもしれない、いつ起こっても不思議でない複合災害を意識して、新型コロナウイルス感染症を想定した避難所の設置、運営に関するマニュアルの見直しを早急にする必要があると所属する建設消防防災委員協議会で、5 月 13 日に要望致しましたが、作成は既にできていますか。

質問 2-7 :

台風など一時的な避難と地震などで長期間の避難生活となる場合は違います。市民お一人お一人、防災意識を更に高めていただき、問題意識を持ってもらえるように、避難訓練だけではなく、研修会や避難所の設営運営スタッフへの参画や運営訓練の実施を、地域と学校と共に実施すべきだと思いますが所見をお聞かせ下さい。

質問 2-8 :

適切な避難のための事前対策として、避難所運営を司る各市町村の危機管理部局では感染症に関する知見が乏しく、特に慎重な対応を要する新型コロナウイルス感染症に対しては、感染者情報や専門的知見を有する保健所との事前の連携が必要です。

必要に応じて医師の診察を受けられるよう、保健所、医師やスタッフの巡回、心のケア、医師会との協力体制を連携、専門職にきてもらうスキームはできているのでしょうか。